

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日には、そ
の翌日)

号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

- ◇告示 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)
- 土地改良区の定款の変更の認可 (〃)
- 県営土地改良事業計画の変更 (〃)
- 土地改良法による換地計画の決定 (〃)
- 保安林の指定予定 (森林保全課)
- 保安林の指定の解除予定 (四件) (〃)
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課)
- 定例教育委員会の招集 (総務課)

鳥取県告示第六十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成六年三月鳥取県規則第十七号）

告示

神経内科	神経外科	整形外科	耳鼻咽喉科	眼	診療科目	障害の範囲	氏名	勤務先
タ	タ	タ	タ	タ	視覚障害	聴覚、平衡機能障害 及び音声、言語、そ しゃく機能障害	武信順子	東伯郡大栄町大字由良宿一六二四一一 米子市角盤町一丁目六二二一二 中尾圭介
岡田浩子	土居充	土居聰子	白樺一憲	篠原一郎	加藤泰之	鳥取市片原二丁目一一 中尾耳鼻咽喉科医院	武信眼科	
野島病院	倉吉市瀬崎町二七一四一一 国立療養所西鳥取病院	鳥取市三津八七六 高島病院	米子市西町六 渡辺病院	鳥取市溝口町長山一五二一一 鳥取市立病院	日野郡溝口町長山一五二一一 鳥取市溝口中央病院	鳥取市上道町一八九五一一 医療法人元町病院		

神経内科、リハビリテーション科	内	内科	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	廣田 裕	山本雅司
整形外科、外科	内	内科	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	東伯郡東伯町大字逢束二二一〇	鹿野温泉病院
リハビリテーション科	内	内科	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	森本外科・脳神経外科医院	米子市西町三六一
ン科、呼吸器科	内	内科	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一
内科、外科、胃腸科	外 科	泌尿器科	心臓機能障害、じん臓機能障害及び呼吸器機能障害	心臓機能障害、じん臓機能障害及び呼吸器機能障害	心臓機能障害、じん臓機能障害及び呼吸器機能障害	井岸 正	松浦喜房
門科、眼科、脳	外 科	泌尿器科	じん臓機能障害及び能障害	じん臓機能障害及び能障害	じん臓機能障害及び能障害	渡邊健志	宮川秀文
障害及び小腸機能障害	外 科	泌尿器科	じん臓機能障害及び能障害	じん臓機能障害及び能障害	じん臓機能障害及び能障害	島本泰久	斎藤源顯
ほうこう又は直腸機能障害	外 科	泌尿器科	じん臓機能障害及び能障害	じん臓機能障害及び能障害	じん臓機能障害及び能障害	新田晴生	島本憲司
松田光郎	湯川勝託	新田晴生	島本憲司	斎藤源顯	島本泰久	渡邊健志	宮川秀文
松田医院	湯川医院	新田外科胃腸科病院	倉吉市瀬崎町二七一四一一	野島病院	米子市中島三九二一七	東伯郡大栄町大字瀬戸四五一一	米子市西町三六一一
東伯郡三朝町大字三朝九六七一一	東伯郡伊木二〇一一六	新田外科胃腸科病院	米子市瀬崎町二七一四一一	野島病院	新田晴生	島本憲司	湯川勝託

鳥取県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 原田 実	氣高郡氣高町大字睦達二三五
吉田 康	氣高郡氣高町大字富吉二二六
山本倫三	氣高郡氣高町大字山宮二三三
石田 純	氣高郡氣高町大字二本木九一
池原篤郎	氣高郡鹿野町大字小別所二九五
山本丈夫	氣高郡氣高町大字飯里一二三
田中末雄	氣高郡氣高町大字八束水一二四四
山根正雄	氣高郡氣高町大字下坂本四五
家中寿信	氣高郡氣高町大字上光五二六
高根正雄	氣高郡氣高町大字日光六四五
中根正雄	氣高郡氣高町大字下光元二三六
山中誠一	氣高郡氣高町大字下光元二三六

平成十年五月九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 原田 実 気高郡氣高町大字睦達二三五
 山本倫三 気高郡氣高町大字富吉二二六
 松田医院 気高郡氣高町大字山宮二三三

石田 簿	氣高郡氣高町大字二本木九一
池原篤郎	氣高郡鹿野町大字小別所二九五
山本丈夫	氣高郡氣高町大字飯里一二三
田中末雄	氣高郡氣高町大字八束水二二四四
家中卓	氣高郡氣高町大字下坂本四五
田中寿信	氣高郡氣高町大字日光六四五
山根正雄	氣高郡氣高町大字上光五六
監事 山尾三郎	氣高郡氣高町大字下原九一
山中誠一	氣高郡氣高町大字下光元二三六
平成十年五月十日就任	任期四年

鳥取県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、松尾溜池土地改良区の定款の変更を平成十一年二月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、松尾溜池土地改良事業（県営土地改良総合整備事業和奈見地区農業用排水、区画整理及び暗渠排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る和奈見地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所

利害関係人は、この告示に係る換地計画について、異議があるときは、縦覧期間満

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所

平成十一年二月十日から二十日間

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所

平成十一年二月十日から二十日間

- 一 異議の申立て
- 二 異議の申立て
- 三 異議の申立て
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てる。

鳥取県告示第七十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字金屋字木戸ケ谷二三〇、二三一、字女郎ケ谷二三三、二三三、字女郎ケ谷上二三四、字藪ノ上二四四、二四六の一、字タノモケ谷二四八の一、字堤山二四九の一、二五〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主罰に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をできる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 3 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字真鹿野字金谷奥二三五の五、六三五の六、六三六の一五、字小谷六六四の六、六六四の七、字本谷奥七一八の五〇、七一八の五一、七三八の二八から七三八の三〇まで、大字野原字西谷奥下平三〇七の四五から三〇七の四八まで、字西谷奥上平三〇八の二一、三〇八の二二、大字奥本字皆地六六八の九、字下モ田七三一の四、字又毛長造一〇一五の二、大字大背字莊谷奥一六六〇の二、字谷奥山一六〇九の二、字ツヅラ原奥一五五一の一七から一五五一の一〇まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

送電施設用地とするため

鳥取県告示第七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大背字ツヅラ原奥一五五一の一四・大字西宇塚字又毛谷右平一八四の三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一八四の四四から一一八四の四九まで、字檜ケ谷一一三五の一三、字ネサガ逾平一一五八の二八から一一五八の三〇まで、大字河津原字マア谷口三四九の二三から三四九の二五まで、字スゲ谷

口一八三の二、字山口上二六一の一七、大字東字塚字百カン谷五八八の四三から五八

八の四六まで、字大成五八一の三〇、五八一の三一、字高尾谷五四六の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

送電施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十一年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十一年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町金持字妙見谷五三の二、五四の二、五五の二、五八の二、字湯谷上三八三三の四、字中山三九七の四(次の図に示す部分に限る)、三九七の六、字野谷八三一の一五、八三五の九九から八三五の一〇一まで、八三五の一〇三から八三五の一〇八まで、字平ル畠右九一二の九九、板井原字峰根山七三三の三九から七三三の四二まで、七三四の三二から七三四の三五まで、字大井呑西畠八三〇の五〇から八三〇の五まで、八三一の八、八三一の九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

送電施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十二月二十五日 鳥取県指令都計二一一第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市三津字大浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

若桜町

二 都市計画事業の種類及び名称

若桜都市計画下水道事業 若桜町公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十二月二十四日から平成十九年三月三十日まで
 （変更前 平成五年十二月二十四日から平成十二年三月三十日まで）

四 事業地**1 収用の部分**

追加する部分 八頭郡若桜町大字三倉字長石垣、字大工村、字櫻谷、字口城谷、字門所及び字上開地、大字大炊字藪根、字尾崎、字宮ノ下、字家廻り、字前田及び字大田、大字岸野字下代、字中代、字上土居及び字八幡、大字浅井字松尾、字福ノ内、字下モ田、字屋敷廻り、字前田、字樋ケ渕、字車堂、字深田、字隈田、字湯ノ口、字三石ナシ、字神ノ田、字壱本森、字六手代、字関ノ前及び字島田、大字屋堂羅字羽落谷、字宮

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十一年二月九日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田

瑞

ノ向イ、字宮ノ前、字寺ノ下、字谷口、字大石谷、字中村、字恩田、字越前、字ナツハクチ、字八斗代、字小シラ谷、字大畠ヶ、字小場ノ下、字小湯及び字神護、大字若桜字中島、字屋堂羅河原、字荒神田、字板谷及び字蓮道寺、大字赤松字外権現、字内権現、字柳ヶ坪、字地免田、字長通り、字内町前田、字汁田、字八斗代、字内町屋敷、字河原田、字大助前、字大助屋敷、字赤松屋敷、字赤松前田、字栗尾前、字和田、字馬場、字中瀬、字寺所、字管町、字音町及び字口中江並びに大字高野字馬曇、字ム子ソリ、字若宮、字妙見廻、字宮ノ谷、字清水ノ下及び字向イ畠地内

2 使用の部分 なし

一日時 平成十一年二月十日（水）午前十時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
 三 議題

- 1 平成十一年度教育行政施策について
- 2 その他